

## 能代都市計画特別用途地区の変更（能代市決定）

都市計画特別用途地区を次のように変更する。

種類	面積	備考
特別工業地区 （準工業地域の規制を強化する地域）	約 135.2ha	（制限するもの） 原動機を使用する工場で、作業場の床面積の合計が150㎡を超えるもの（印刷所、裁縫工場、電子機器用部分品組立工場、通信機器用部分品組立工場、自動車修理工場、段ボール製造工場を除く）等。

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

### 理 由

用途地域の変更による準工業地域の縮小に伴い、特別工業地区の面積を変更する。

能代都市計画特別用途地区の変更新旧対照表

変更前		変更後		
種 類	面 積	種 類	面 積	備 考
特別工業地区 (準工業地域の規制 を強化する地域)	約 142.5 ha	特別工業地区 (準工業地域の規制 を強化する地域)	約 135.2ha	用途地域の変更 により約 7.3ha 面積を縮小する

都市計画の策定の経緯の概要

能代都市計画特別用途地区の変更

事 項	時 期	備 考
住民説明会	令和5年10月10日～16日	5地域で開催
知事事前協議	令和5年11月14日	
計画案の縦覧	令和6年1月5日～19日	
能代市都市計画審議会	令和5年7月31日 令和6年2月15日	
知事協議	令和6年2月26日	
決定告示	令和6年3月29日	
関係機関との協議経過		
①公安委員会	なし	
②道路管理者	なし	
③河川管理者	なし	
④JR	なし	
⑤農林部局	なし	
⑥その他	なし	

特別用途地区内における建築物の制限の内容

制限の内容については、「能代市特別工業地区条例」において定める。

表 制限の内容

特別用途地区	建築してはならない建築物
特別工業地区	<p>1 原動機を使用する工場で、作業場の床面積の合計が 150 平方メートルを超えるもの(印刷所、裁縫工場、電子機器用部分品組立工場、通信機器用部分品組立工場、自動車修理工場及び段ボール製造工場を除く。)</p> <p>2 次に掲げる事業を営む工場</p> <p>(1) おもちゃ花火の製造</p> <p>(2) 亜硫酸ガスを用いる物品の漂白</p> <p>(3) 魚粉、フェザーミール、肉骨粉、肉粉若しくは血粉又はこれらを原料とする飼料の製造</p> <p>(4) 鉱物、岩石、土砂、コンクリート、アスファルト・コンクリート、硫黄、金属、ガラス、れんが、陶磁器、骨又は貝殻の粉砕で、原動機を使用するもの</p> <p>(5) レディミクストコンクリートの製造又はセメントの袋詰め、出力の合計が 2.5 キロワットを超える原動機を使用するもの</p> <p>(6) かわら、れんが、土器、陶磁器、人造砥石、るつぼ又はほうろう鉄器の製造</p> <p>(7) ドラム缶の洗浄又は再生</p>

## 変更理由書

能代市街地北部において、準工業地域が指定されている区域について、工場跡地であったが大規模な宅地開発が行われ、良好な住環境を確保する地区として第二種住居地域への変更を行うこととなった。このため、準工業地域に指定されていた特別工業地区（約 7.3ha）の除外を行うものである。